

二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案名	改正概要
二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【改正理由】</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児等と仕事の両立支援に向け、育児休業等の取得要件の緩和等を講ずるため。</p> <p>【改正概要】</p> <ol style="list-style-type: none">1 子の出生の日から57日間以内の非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和(第2条第3号関係) ⇒現行では、「子が1歳6か月に達する日まで」に任期が満了等することが明らかでない人は育児休業を取得することができるとしているが、これについて、出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合は、「出生後8週間の末日から6か月を経過する日まで」とする。2 子が1歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化(第2条の3関係) ⇒要件の一つである「1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」の「翌日」について、配偶者が子の1歳到達日の翌日以降に地方等育児休業をする場合にあっては、「地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日」とする。3 子が2歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化(第2条の4関係) ⇒2と同様。4 再度の育児休業取得に係る特別の事情その1(第3条関係) ⇒現行では、特別の事情がある場合、再度の育児休業を取得することができ、その一つとして育児休業等計画書により申し出た場合があるが、育休法の改正により育児休業を2回まで取得できるようになることから、当該事情を特別の事情から除く。5 再度の育児休業取得に係る特別の事情その2(第3条関係) ⇒育児休業を取得している非常勤職員が、任期を更新し、再度の育児休業を取得する場合の特別の事情について、対象者が非常勤職員に限られているところ、対象者に任期付職員を加えるものとする。6 その他所要の改正(第3条の2及び第16条関係) ⇒引用条項の整備及び法令番号の追加。

「二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明をいたします。

今回の条例改正については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児等と仕事の両立支援に向け、育児休業等の取得要件の緩和等の措置を講ずるため、条例改正をするものです。

改正概要の1は、条例第2条第3号関係において、子の出生の日から57日以内の非常勤職員(会計年度任用職員等)の育児休業の取得要件の緩和をするもので、現行条例では、「子が1歳6か月に達する日まで」に任期が満了等することが明らかでない人は育児休業を取得することができるとしているものを、出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合は、「出生後8週間の末日から6か月を経過する日まで」に要件緩和するものです。

改正概要の2は、第2条の3において、子が1歳以降の非常勤職員(会計年度任用職員等)の育児休業の取得の柔軟化で、要件の一つである「1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」の「翌日」について、配偶者が子の1歳到達日の翌日以降に地方等育児休業をする場合にあっては、「地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日」として、取得の柔軟化を図るものです。

改正概要の3は、第2条の4において、改正概要2と同様の内容を、子が1歳6ヵ月以降の場合においても適用するものです。

改正概要の4は、第3条において、再度の育児休業取得に係る特別な事情その1として、育児休業等計画書により申し出た場合とあるものを、育休法の改正により育児休業を2回まで取得できるようになることから、当該要件を特別な事情から除くものです。

改正概要の5は、第3条関係において、再度の育児休業取得に係る特別な事情その2として、育児休業を取得している非常勤職員(会計年度任用職員等)が、任期を更新し、再度の育児休業を取得する場合の特別な事情について、対象者が非常勤職員に限られているところ、任期付職員を加えるものです。

改正概要の6は、第3条の2及び第16条において、引用条項の整備及び法令番号の追加をするものです。